

大和市告示第 2 2 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 5 9 年大和市条例第 1 1 号）第 1 1 条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自 転 車	原動機付自転車		
平成 2 8 年 1 月 4 日から同月 3 1 日まで	3 台	0 台	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号
同	3 3	2	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2 8	0	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3 3	0	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5 0	0	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1 2	2	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2 8	0	大和市下鶴間、中央林間一丁目、南林間一丁目及び六丁目、林間一丁目、西鶴間八丁目、大和東一丁目及び二丁目、福田七丁目、上和田並びに代官二丁目地内の公共の場所	同
同	4	0	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 6 0 日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号